

## 第25回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 平成29年7月20日（木）16:00～16:45

2. 場 所 中央合同庁舎第8号館4階416会議室

3. 出席者 内閣府原子力委員会

岡委員長、阿部委員

内閣府原子力政策担当室

山脇統括官、進藤審議官、林参事官、川渕企画官 他

4. 議 題

(1) 「原子力利用に関する基本的考え方」の委員会決定について

(2) その他

5. 配付資料

(1-1) 「原子力利用に関する基本的考え方」(案)

(1-2) 「原子力利用に関する基本的考え方」(案) 【概要】

(1-3) 参考資料

(1-4) 「「原子力利用に関する基本的考え方」策定に向けた御意見の募集」の結果について

参考資料

(1-1) 「原子力利用に関する基本的考え方」(案) (平成29年第18回原子力委員会資料)

6. 審議事項

(岡委員長) それでは、時間になりましたので、第25回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題は、1つ目が原子力利用に関する基本的考え方の委員会決定について。2つ目がその他です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(林参事官) 本日は、これまで策定に向けて検討を行ってまいりました原子力利用に関する基本的考え方につきまして、御審議頂きたいと思います。

説明の方、事務局、川渕企画官よりいたします。

(川渕企画官) 事務局でございます。私の方から説明させて頂きたいと思います。

本日、主な話題として、原子力委員会決定を、原子力利用に関する基本的な考え方に関する原子力委員会決定がついたということから、私からの説明は手短かにさせて頂きまして、その後の委員会決定及びその後のブリーフィングについて、皆様と丁寧に対応させて頂きたいというふうに考えているところでございます。

まず、資料につきましては、1-1、1-2、1-3、1-4及び参考資料の1-1ということで、5種類、つけさせて頂いております。

1-1が、きょうのメインの資料でございます。原子力利用に関する基本的考え方になっております。1-2は、概要のパワーポイントになっておりまして、大部でございますので、ポイントだけという場合であれば、この概要を見て頂ければわかるようにしております。この概要も前回と若干手を入れさせて頂いているところでございます。1-3が参考資料でございます。100ページにわたりますけれども、考え方のもとになる参考資料をまとめさせて頂いているところでございます。1-4がパブリックコメント及びパブリックコメントに対する返しの案でございます。これは、前回の24回の際に議論させて頂きましたけれども、一部、記者の方々から頂いた御質問等ございまして、少しだけ手を入れておりますので、そこも簡単に御説明したいと思います。

きょうは、1-1で簡単に説明させて頂きたいと思いますが、基本的には、参考資料1-1。これ、平成29年第18回原子力委員会資料ということになっておりますけれども、こちらが4月26日時点、要すれば、パブリックコメント版になっておりますので、こちらと今回の原子力委員会決定しようと考えております中身との差異について御説明したいと思います。なので、傍聴されている方におかれましては、参考資料の方の1-1と、この本体の方の、配付資料の方の1-1というふうに見比べて頂ければというふうに思っております。

まず、基本的考え方、1-1の1ページ目、「はじめに」のところを見て頂ければと思います。

ここの2番目のパラグラフでございますけれども、「長期計画・大綱から「原子力利用に

関する基本的考え方」の策定へ」というところでございます。こちらで、2個目の段落にありますけれども、原子力委員会の立ち位置のこととさせていただきます。こちらで、原子力委員会というのは、我々中立的、俯瞰（ふかん）的であるということ、常々申し上げているところでございますけれども、この中立的な意味のところをクラリファイした方がいいんじゃないかということで、様々な意見頂きましたことから、若干つけ加えさせて頂いています。

2行目でございます。「原子力委員会の見直しを受け、長期計画や大綱のような網羅的かつ詳細な計画は策定しないこととした一方で」、ここから追加ですけれども、「関係組織からの中立性を確保しつつ府省庁を越えた原子力政策の方針を示すとの原子力委員会の役割に鑑み、原子力利用全体を見渡し、専門的見地や国際的教訓等を踏まえた独自の視点から、今後の原子力政策について政府としての長期的な方向性を示唆する羅針盤となる「原子力利用に関する基本的考え方」を策定することとした」ということでございまして、中立性のところのクラリファイをさせて頂いたところでございます。

めくって頂きまして、2ページ目でございます。2ページ目の上から4行目になります。

こちらにつきましては、今回、パブリックコメントを約730件頂いたということで、かなり大部なパブコメ頂いたということも踏まえまして、今回、このいろいろな意見を踏まえた上で、真摯に受けとめていこうということ、これを明確化しようということとございまして、4行目でございます。「信頼を得られるよう検討を進めてきたところであり」、ここはですけれども、「その中で様々な価値観や立場からの幅広い意見があったことを真摯に受け止めつつ、今般、考え方を策定することとした」ということでございまして、パブリックコメントに対する姿勢を明確化したというところでございます。

続きまして、3ページ目でございます。

環境変化の2ポツでございます。環境変化の2ポツの2. 1です。東電福島原発事故による影響のところでは。

こちらにつきましては、「また」のところ、3段落目を追加させて頂いたところでございます。

こちらの方は、国際的な動向になりますけれども、「G7の伊勢志摩サミットの首脳宣言（平成28年5月）」ですけれども、「において、原子力政策に対する社会的理解を高めるために、科学的知見に基づく対話と透明性の向上が重要である旨盛り込まれるとともに、最高水準の原子力安全を達成し、維持していくことへのコミットメントが再確認された」

ということでございます。くしくも、このサミットの宣言における対話と透明性の向上の必要性の部分及びその次の安全性のところの確立というところで、くしくも周りが問題視しているところと同じような文言があったということでございます。

続きまして、4ページ目。これは若干のつけ加えになります。2.4のところになりますけれども、国民生活や経済活動に影響を及ぼすエネルギーをめぐる状況でございます。

エネルギー自給率の話でございますけれども、2段落目のところですが、前回の4月26日時点のバージョンでは、エネルギー自給率に関して6%という数字を言及させて頂いておりましたけれども、何かから何に変わったかよくわからないのでわからないという御指摘を頂いたというところから、約20%から6%まで落ち込んだというところで追加をさせて頂いております。

5ページ目でございます。

3ポツ、今回の原子力利用に関する基本的な考え方の中で、最も重要になるというふうに考えています3章ですけれども、原子力関連機関に継続して内在している本質的な課題のところでございます。

中身自体は手を加えておりませんが、ここの考え方、非常に賛同できるというような御意見を多数頂いておりますが、対象として、誰が、もしくはどこがこういった問題を抱えていて、対応しなければいけないのかというところがよくわからないというような御指摘も頂いたことから、下から3行目になりますけれども、「それぞれの原子力関連機関が」という主体の明確化をさせて頂いたところでございますが、抜本的な改善策を検討することが必要であるということでございます。

ここの原子力関連機関が何かということでございますけれども、これは後ほど、8ページで、原子力関連機関のところの定義というところも明確化させて頂いております。8ページのところで御紹介いたします。

6ページ目でございます。

基本目標、4章の基本目標になっています。

こちらの部分ですけれども、一部、原子力利用に関する目標というのはわかるけれども、そもそも、大前提は何なんだというところが、御意見がございまして、今回、「原子力を取り巻く環境変化を踏まえたとき」、2章を踏まえたとき、「責任ある体制のもと徹底したリスク管理を行った上で適切な原子力利用は必要である」というところを記入させて頂いたところでございます。

それから、目標自体について細かい文言修正はございませんが、（５）のところでは、

「国民からの信頼回復を目指す」というところがございます。こちらで、４月２６日時点のバージョンでございますが、４月２６日時点では、ステークホルダーという単語を使わせて頂きまして、「国民全体がステークホルダーとして再認識された」というふうに書かせて頂いておりましたけれども、ここに関しましては、我々も想定をしていなかったパブリックコメントを多数頂きまして、「ステークホルダーを国民全体とすることで、いろいろな責任を分散させるんじゃないか」とか、そういった意見を頂いたということでございます。

これに関しては、ステークホルダーというのは、関係性が強い部分、もしくは弱い部分ということがあるということですか、あとは、国際的に見ましても、OECDの方で、まさにステークホルダーというのは、条件というか、関係性によって範囲が変わってくるということもございまして、ここはステークホルダーという単語使わずに、２行目になりますけれども、「国民全体の問題として捉えられるようになった」ということで、現象面として修正をさせて頂いたところでございます。

５章から各論になりますけれども、「重点的取組とその方向性」の部分に入ってまいります。

こちらにつきましては、まず５．１に関しては、内在している課題について言及させて頂いたところがございますけれども、この中で、下の、一番最後の段落でございます。主体という、主語のところですが、ここを明確に区分けをしたとか、定義をしたというところがございます。

こちらにつきましては、まず、原子力利用にかかわる主体として、順番になりますけれども、国、自治体、原子力関係事業者。ここで「関係」という文字を入れさせて頂きまして、原子力事業者というふうに４月２６日時点では使っていたんですけども、原子力事業者ですと、どうしても電力の方だけを中心に思ってしまうということもございますので、ここは原子力関係事業者ということで、括弧書きで事業者及び原子力産業にかかわるメーカーの方々等ということで明確化させて頂きました。及び研究開発機関、原子力研究開発機構を含む研究開発機関と大学という、こういった、大体５社、６社が挙げられるということでありまして。これらの原子力関連機関の方々及びその関係者は自らの足元を厳しく見つめ直し、ということをつなげておまして、原子力関連機関は、ここに書いています、繰り返しになりますが、国、自治体、原子力関係事業者（電力事業者及び原子力産業にかか

わるメーカー等)及び研究開発機関、大学といった方々として提供させて頂いております。

その次ですが、9ページ目になります。

これは、5.2.1、ゼロリスクでないとの認識のもとでの不断の安全性の向上というところでございます。

その中で、ポイントとしましては、(4)になりますゼロリスクはないとの認識のもとでの安全性向上への不断の努力という部分でございます。

ここで、初めの4行の部分ですが、ここは全般的につけ加えさせて頂いたところがございます。やはり安全に対する、もしくは過酷事故に対する考え方のところについて、もう少しはっきり書いた方がいいのではないかと様々なコメントを頂いたということもございまして、「東電福島原発事故のような事故を二度と起こしてはならず、「安全神話」とは決別し、安全を常に追い求める姿勢(安全文化)を組織全体に確立することが重要である。このため、あらゆる科学技術がリスクとベネフィットの両面を持つように、原子力についてもゼロリスクはあり得ず、事故は起きる可能性があるとの認識のもと、「残余のリスクをいかに小さく抑え、顕在化させないか」との認識を定着させ、国及び原子力関連事業者等は安全性向上に努めるべきである」ということでございます。

続きまして、10ページ目になります。

ここも同じく、安全性の部分に係るところでございますが、(5)防災・減災の推進のところでございます。(5)健康影響の低減に重点を置いた減災・防災の推進のところでございます。

こちらにつきましては、健康リスクのところは、既にここで触れさせて頂いているところでございますけれども、追加で下の3行でございますが、物理的な、インフラにかかわるところでございますけれども、「また、避難計画の策定、訓練や研修等による人材育成、道路整備等による避難経路の確保、放射線防護施設の整備等の充実・強化を推進し、住民の安全・安心の確保に努める必要がある」ということで、物理的なインフラに関する整備に関しても言及させて頂いたところでございます。

続きまして、5.2.2は、地球温暖化問題、国民生活・経済への影響を踏まえた原子力エネルギー利用の在り方というところでございます。

ここにつきましては、かなりエネルギー政策に関係するところでもございますが、原子力委員会としては、ここについては、今回は修正を加えていないという状況でございます。

1点だけ修正させて頂いたのは、11ページの電力のところですが、11ページの(2)

の上から3段落目、「国民生活や経済面から見たとき」のところの段落の上から4行目でございます。「既に」、その1個前から埋めさせて頂きます。「家庭及び産業向けの電力料金の増加した状態が恒常化し、家庭及び産業とともに節電努力は既に相当程度定着しているものの」というふうにしております。ここの「定着」という文字が、以前は「努力」というところだったんですけれども、相当頑張ってもらっている、皆様に頑張ってもらっているということもありまして、「定着」という単語に修正をしております。

5. 2. 3は、グローバル・スタンダードへの適応とグローバル化の中での国内外連携・協力の推進というところでございます。ここは修正はしておりません。

5. 2. 4、平和利用、核不拡散・核セキュリティの確保。こちらの方も手を入れてはいないという状況でございます。

今回のポイントの1つでございます14ページ目の国民からの信頼回復、5. 2. 5でございます。こちらにつきましては、何か所か修正をさせて頂いたところがございます。

まず(1)です。理解の深化に向けた方向性というところでは、ここは昨今、いろいろニュースでいじめに関する問題が起きているということもございまして、ここは原子力利用に関する基本的考え方の中で言及するかどうかというところで、いろいろ議論をしたところがございますが、それを踏まえまして、2行目にあります、「また」のところになりますが、「また、東電福島原発事故により避難している児童生徒に対するいじめが起きている」という、こういった、既に発生している事象に関しまして、ここで言及させて頂いた次第でございます。なので、不信・不安が根強く残っているということに加えて、こういった実際に起きていることも、我々としてはちゃんと捉えようじゃないかということでございます。

それから、同じく(1)の2段落目になります。先ほどステークホルダーの話をさせて頂きましたけれども、ここでも同じくステークホルダーという単語から変更させて頂きました。「特に、東電福島原発事故以降、我が国における原子力利用は、原発立地地域に限らず、これまで電力供給の恩恵を受けてきた消費地を含めて国民全体の問題として捉えるようになった」というところがございます。

それから、(3)になります。コミュニケーションの強化というところがございます。

こちらにつきましては、2行目にあります、「それぞれの役割に応じて」ということで、コミュニケーションが重要であることは変わりがないですし、これからしっかりやっていくべきだということで、ここは原子力委員会としても、特に双方向のコミュニケーショ

ンというところを強調させて頂いているところがございますけれども、その中でも、「やはり役割に応じて対応していくべきだ」というところで、それぞれの役割というところを書かせて頂きました。及び3行目のところですが、「科学の不確実性やリスクも明らかにしつつ科学的に正確な情報や客観的な事実（根拠）に基づいた対話やリスクコミュニケーションを進めるべきである」ということで、非常にここ表現が難しかったんですけども、正しく怖がるべきところは正しく怖がるというところの表現を、いろいろ悩んだんですけども、やはりリスクコミュニケーションという単語が適切だろうということでリスクコミュニケーションにさせて頂いております。

それから、15ページ目になります5. 2. 6、廃止措置及び放射性廃棄物への対応というところがございます、こちらの方は、(2)の発電所とか研究開発、研究施設における原子力施設の廃止措置に関する文言でございます。こちらの3段落目になります。「これら廃止措置を行うに当たっては、原子力関係事業者、国及び研究開発機関等は、既存技術を適切に利用しつつ、廃止対象施設の設計・建設・運転・保守点検に基づく施設に特有の知見と経験や、国内外の他の施設」ということですが、当初は、「運転」という単語だけにしていたんですけども、ここにつきまして、もっと詳しく廃止措置については言及した方がいいだろうということでございまして、「設計・建設・保守点検に基づく施設に特有の知見と経験」というのを追記させて頂いているところがございます。

あとは、変えたところは、18ページに飛びますけれども、基盤の強化のところの人材育成のところになります。ここは若干の変更ではございますけれども、ポイントの1つかなというふうに考えています。段落で言いますと、(4)人材の確保及び育成のところの4段落目になります。「加えて、就業後の人材育成の基本は」、ここは「業務を通じた人材育成であるとの認識のもと」というのは当初のあれでしたけれども、「現場経験を含む業務を通じた人材育成である」というふうに、「現場経験を含む」を追記させて頂いた次第でございます。

1-1です。基本的考え方の本体に当たります修正点は、以上でございます。

あと、1-4のパブコメに対する結果のところ、若干、前回から変更した点を御紹介します。

1-4の別紙1になりますけれども、その30番になります。これは、「事業者の情報発信ではなく、「情報開示」、「情報公開」の徹底が必要」というところがございます。

これは、まさに我々としてもそのとおりだというふうに考えているんですけども、ただ

単に説明することで、そうすれば皆様に理解して頂けるという、どうもプッシュ型というか、押し込み型を考え方の中では言っているのではないかというふうに、どうしても捉われてしまうところもあるので、ここはちょっと丁寧に説明させて頂こうということで、パブリックコメントへの返しという形で丁寧にさせて頂きました。

上から4行ですけれども、まず、考え方の中の第3章の中で、原子力関連機関に内在している本質的な課題において指摘しましたとおり、原子力利用に求められる高い透明性及び説明責任について真摯に対応することが必要である、必須であるというふうに考えております。更に、国民の方々が理解を深められる環境をつくるためには、科学的に、科学の不確実性やリスク、つまり、正しいと思うことだけではなくて、こういった不確実性ですとか、リスクとか、こういったところもしっかりと情報を出していくというところで、十分留意しながら、根拠に基づいた情報の作成提供により透明性の向上を図っていくことが重要ですという形で、ここは丁寧に説明させて頂いたところでございます。

以上が、原子力利用に関する基本的考え方のパブリックコメントを頂いたことを踏まえて、修正をさせて頂いたポイントになります。

以上で、原子力利用に関する基本的考え方の御説明、説明とさせて頂きたいと思っております。

以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。

阿部委員からお願いします。

(阿部委員) ご説明、ありがとうございます。

パブリックコメント、この4月の末に基本的考え方の原案を公表しまして、それ以来、パブリックコメントを寄せて頂いて、七百何十件、コメントを頂いたということで、事務方を中心に、これに対してパブリックコメントをずっとレビューしまして、それに対する考え方、回答を用意しました。先日の会議でこれを決めたわけですけれども。同時に、きょうお配りしたこの基本的考え方の中に、パブリックコメントの意見をいろいろ入れて修正をしたというのが、基本的にこれはよかったと思えますね。というのは、私が承知する限り、いろんな政府のプロセスで決定案というものを出して、パブリックコメントを求めるという手続することを最近いろいろやっておりますけれども、どうも、つらつら拝見すると、その結果、全然変えないでそのままというのがかなりあるようでございまして、何のためのパブリックコメントプロセスなのかという疑問も出ないわけではないということで

すが、この原子力委員会においては、その辺はちゃんと言われたものを、みんなで目を通し、それを考えて修正すべきところは修正したということで、このプロセスはよかったと思います。

きょう、ここで基本的考え方について案を固めるということで、私もこの案文で決定することに賛成でございますが、もちろん、全部全面的に私は自分の考えとこれは一致しているので賛成というわけには、残念ながらいきません。しかしながら、反対するまでのこともないというところもいろいろありまして、そういう意味において、私としては反対としません。賛成いたします。

でございますけれども、やはりもう少しはっきり変えた方がいいんじゃないかなというところも幾つかありまして、そういう意味において、私の意見をもう少し述べたいというところがありますので、私から補足意見というものを、つまり、少数意見でございますけれども、4月末にこの原案を確定したときに出しておりました。大体、この案文は大きなところ変わっておりませんので、私の補足意見はそのままということで、生きているというふうにとって頂ければと思います。そのときお配りしましたけれども、もし、またコピーという方はここにありますので、後でピックアップして頂ければと思います。

それから、パブリックコメントに対する考え方というのも先日の委員会で決めたわけですが、それについても私は、もう少しこういった方がいいのではないかということ幾つかありまして、その際にも私は補足意見を配らせてもらいましたけれども、これも今でも生きているというふうに御理解頂ければと思います。

いろんな、各方面の意見を取り入れて、勘案してつくったこの基本的考え方でございますので、なかなか、はっきり物が言えなくて、よく読めばそう読めないこともないかなというような感じのところもないではない。例えば、典型的なところは、6ページにありますところの原子力利用の基本的考え方というところで、基本目標についてというところで、原子力利用は、「適切な原子力利用は必要である。その適切な利用に当たって」と書いてありますね。つまり「適切な」という言葉があるんですけども、これは御承知のとおり、「適切な」というのは一体どの程度なのかというのは、これはもう人によって全然違いますね。そういう意味において、つまり、どんどん原子力をやるべきだと思う人から見ると、これはそうなんだ。大いに使おうという趣旨の適切なんだ。こういうふうにも読めますし、また、エネルギー基本計画に書いてありますように、「原子力による発電はできる限り低減する」ということを書いてあります。そこは大事なんだという方からすると、この「適

切な」というのは、要するに、できるだけ低くするんだというふうにも読めますので。その辺はこの委員会としては、私は万感を込めてそこは書いたんだということで、これからは、どういうふうにそれを皆さんが解釈して、どういうふうにするかということ、また更にこれからの課題として残されているというようなことではないかと思います。

ということもありまして、私としては補足意見を出しつつ、この基本的考え方をきょう決定することに賛成でございます。

ありがとうございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

私も、この考え方、これで決定ということによろしいと思いますが、ちょっと関連して申し上げますと、原子力委員会見直し有識者会議ございまして、それでいろんなことを提言頂いている。それを踏まえていろいろやっておりますが、この基本的考え方もそういうものを踏まえて考えたというところございます。いろんな提案をしております。

それから、もう1つは、たくさんの方に御意見を頂きました。特に国会事故調、黒川先生、それから政府事故調、畑村先生はじめ、たくさんの方に頂きました。黒川先生のおっしゃっているようなことは、先ほどの5ページの本質的な課題の中に書いてございますし、畑村先生は、事故の知識化とおっしゃいましたので、それは過酷事故の影響低減という9ページに書いてございます。

原子力委員会は司令塔ではないということでやっていますので、あまり具体的ではなくて、考え方をつくらせて頂いたつもりでございます。関係のところ、これを踏まえて御利用頂ければ大変ありがたい。

既にもう、我々としても見解等で作業を始めているところがあるんですが、1つは、米国の自主的安全向上、規制の改善の話が12ページにございますが、これはスリーマイル島の原発の事故以降、米国はこれに努力をして、非常に発電電力量がふえ、50%ふえて、事故率が30分の1になっているというようなことがあって、これが日本の再稼働の後の目標とすべきことであるというふうに思います。

あまり具体的に書いてありませんけれども、ここのところは非常に重要な目標になると思います。そのときに、国民、特に地元の理解が関係します。このために日本に必要な条件として、根拠情報の作成提供、政策情報の作成提供というのが重要になります。米国、英国に比べて、ここは非常に抜けている。昨年伊勢志摩サミットでも同じようなことが首脳宣言に載っております。それを整備していく。これは事故のときに放射線リスクの情報

が国民にうまく伝わらなくて、非常に混乱を招いてしまった反省から、そういうことを始めておられた研究機関もあるわけですけれども、それも踏まえていろんな情報は国民に知りたいときに届け、見られるようにということを、まず日本ではやる必要がある。そういうふうに考えています。

そのほかにもいろいろあるんですけれども、この中で特にどこかといえば、そういうことになるかなと思います。

それでは、これで委員会として決定するということで。

どうぞ。

(阿部委員) もう少し補足させて頂きたいのですが、1つは、この基本的考え方にも、いろんなところに書いてありますが、いろいろ精神論がいっぱい書いてあります。例えば、何とかかんとかを真摯に受け止め、何とかかんとかを真摯に反省し、それから丁寧に説明しとか、安全性を高め。いろんな精神論は非常にいいことが書いてあるんですけれども、福島事故から6年たった今、問題は精神論にとどまっていたはいけないので、いかにこれを真剣に、真面目に実践するかということが大事だということを1つ、強調しておきたいと思います。

それから、先日、パブリックコメントに対する考え方というときに、私が即意見を出しまして、その中に、更に御意見のある方はこちらに、フリーメールに送ってくださいということを書きましたが、そこに幾つか頂いております。ということで、これからも、もし御意見があればお寄せ頂ければと思います。

その中の1つ、私、なるほどなと思ったものは、原子力関係の人材、人的資源が非常に急速に失われ、散逸している。確かに、福島事故から6年間、原発はほとんど動いていませんし、建設もほとんどとまっているという状況において、人材をどうやって確保しておくかということは非常に大事であるし、また、実際の仕事をしていないということによって、どんどん積み上げてきたノウハウも失われてしまう。ある意味で言ったら、アメリカで東芝ウェスティングハウスが非常に苦境に陥ったというのも、30年間、原発のメーカーでつくらなかったということからもたらされた、実際の実務上、実際の工事をする技能、技術ですね。そういったものが失われてしまったということが1つの遠因としてあったのではないかと思います。そういうことも日本でも起こりかねない状況にあるということ。

これは基本的考え方の中にも、人材の養成、確保ということが強調してありますけれども、そういう意味においても、こういう観点からも、時間との勝負となる1つの問題であると

いうことは、なるほどなと感じました。

そういう意味で、私が1つ感じますことは、日本もかつては世界第2の経済大国と言われたわけですが、今やそれが停滞曲線にあるということで、その日本が減少するかもしれない人口でもって、これからも経済を回していかなければならないという状況においては、日本もある意味では、かなりの科学技術関係の優秀な人を集めた原子力関係の分野の人々を、原子力村はけしからんのだということで、全部放り出してしまうということは、恐らく日本はできない。そんなことをしてしまったら、日本の将来が非常にまた難しいことになるということなので、そこは私は古い言葉ですが、信賞必罰という言葉ありますね。つまり、ちゃんとやった人はちゃんと褒めてあげて、しかし、ちゃんとやらなかった人は、はっきり罰するということをはっきりすることによって、人々は今度はちゃんとやろう。あるいは、こうやればいいんだということで勇気づけられて、これからはしっかりやるということがあるので、原子力村ということで、全部、十把一からげにしてたいてしまわないで、ちゃんとやった人は評価して残す。間違った人はちゃんとそれなりに手を打つということをするのが、私はこれから非常に人材の確保、温存という意味で大事じゃないかなというふうに感じております。

以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

私もちょっと一言。阿部先生が最初におっしゃったことで、私も非常に重要だと思う。我々を含む原子力関係組織がいかに改善を図っていけるか。原子力委員会もよく見て、これを進めないといけない。

それから、最後におっしゃったこと、人材のこともそのとおりだと思うんですが、これは前、申し上げたことあるんですが、日本の人材、非常に優秀である。学生ときは。それで、これも先生がおっしゃったのとほとんど同じだと思うんですが、それぞれの能力を仕事の中で十分生かして頂く。言葉では、民間活力の利用とか言っていますが、これは民間の方だけではなくて、研究開発機関も似ていると思うんですが、皆さんが必死で工夫をして、仕事をして、それが事業に生きる。そういう環境をもっとつくっていくのがいい。そういうふうに思います。

Magwoodさんが先週来られて、日本の縦割り、村の問題を言われましたけれども、国に皆さんが頼る構造は意識として、特に年寄りの方にはある。それが、国に頼る中で組織同士がお互い競争関係だということですか、そういう構造もあるので、それを何とか解消する必

要がある。これは私ども連携ということで、活動分野としてやりませんかということをご提案してございますが、こういうことを含めて、日本人の優秀な部分、それから弱点のところは気をつけながらということで、国民の役に立つ原子力というのを目指して、失った信頼を何とか長期的に回復するというのを目指して、原子力関係者が努力をするというのが重要なのではないかなというふうに思います。

それでは、そのほか、ございますでしょうか。

それでは、原子力委員会として、この案のとおり決定をいたしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

(岡委員長) 御異議がないようですので、これで決定することといたします。

それでは、議題の2について事務局から説明をお願いします。

(林参事官) それでは、今後の会議予定について御案内いたします。

次回、第26回原子力委員会の開催につきましては、開催日時、7月25日火曜日、13時30分からを予定しております。詳細につきましては、後日原子力委員会ホームページ等の開催案内をもってお知らせいたします。

以上でございます。

(岡委員長) その他、委員から御発言ございますでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

(岡委員長) それでは、御発言ないようですので、本日の委員会はこれで終わります。

ありがとうございました。